

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第一回 公園緑地小委員会

日 時 平成18年9月22日

10:00～12:00

場 所 国土交通省6階618会議室

議 事 録

公園緑地課長 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第1回公園緑地小委員会を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます公園緑地課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、小委員会の設置につきましてご報告を申し上げます。8月2日に開催されました都市計画部会におきまして、公園緑地小委員会の設置が了承されました。本委員会の設置に伴い、本日付けで辞令が発令されてございます。誠に勝手ながら、お手元にお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、初めての委員会でございますので、委員の皆様方のご紹介をさせていただきたく存じます。お手持ちの資料 - 1 に沿いまして、名簿順にご紹介させていただきます。

【委員の自己紹介】（省略）

なお、根本専門委員、細谷専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。白石委員におかれましては、少し遅れられるということでございます。

それから、次に、国土交通省の出席者をご紹介します。

【国土交通省の出席者の自己紹介】（省略）

公園緑地課長 それでは、以下、座りましてご説明をさせていただきます。

配付資料でございますが、お手元に一覧表とともに12種類の資料をお配りしております。ご確認いただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。

資料 - 1 から7まで、それから、参考資料が続いてございます。参考資料は5までです。以上のご確認をお願い申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず、小委員会における議事の運営につきましてご提案をさせていただきます。社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございませんので、本委員会で決めていただく必要がございます。僭越と存じますが、社会資本整備

審議会及び同運営規則に準じ、事務局で案を作成させていただきました。資料 - 2 の「公園緑地小委員会の議事運営について(案)」をご覧ください。資料 - 2 の 1 枚紙でございます。以下、このペーパーに沿いましてご説明申し上げます。

「公園緑地小委員会の議事運営について(案)」。公園緑地小委員会(以下、「小委員会」という。)の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記 1、小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2、委員長は議事運営を行う。

3、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4、小委員会は、委員長が招集する。

5、小委員会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6、そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、随時定める。

以上でございます。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等がないようでございますので、議事運営についてご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

公園緑地課長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、本小委員会の運営につきましても、このように取り扱ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日ご出席いただきました委員は、現時点で 13 名中 9 名でございます。ただいまご承認いただきました議事運営についての第 5 に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続き、議事運営についての第 1 に基づきまして、委員長の互選をお願いしたいと存じます。どなたか、ご推薦をお願いいたします。

D 委員、お願いいたします。

D 委員 この際、B 委員に一肌脱いでいただきたく存じますが、いかがでしょうか。

公園緑地課長 ただいま、D 委員より、B 委員を委員長にというご推薦がございました。皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

公園緑地課長 ありがとうございます。それでは、皆様、ご異議がないようござい

ますので、B委員にはご多忙の中、恐れ入りますが、委員長をお引き受けいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(B委員、委員長席へ移動)

公園緑地課長 それでは、委員長から一言ごあいさつをいただき、以降の進行もお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 よろしくお願いいいたします。

お手元の配付資料にございますが、平成15年に一度、公園小委員会が立ち上がりまして、そのときにも委員長を務めさせていただきました。引き続きまたご参画いただいている委員もいらっしゃいますし、また、新たにお入りになっている委員もございますので、また、さまざま自由闊達な議論をしながら、何か国に対してのいろいろな提言なり、政策についてのとりまとめができればと思っております。是非よろしくお願いいたします。

公園緑地課長 ありがとうございます。

それでは、資料-3につきましてご説明をさせていただきます。資料-3、「公園緑地小委員会の議事の公開について(案)」でございます。

公園緑地小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上でございます。

以上のように取り扱うことにつきまして、皆様のご意見はいかがでございますでしょうか。

早速ですが、委員長よりご説明を申し上げます。

委員長 資料-3でございますが、従来から、この種の小委員会で、ほぼこのような形にしていると思っておりますが、同様の形ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

委員長 ありがとうございます。

では、今後、資料-3のとおり、議事の公開についてよろしくお願いしたいと思いません。

資料-2の3番についてでございますが、委員長に事故あるときは、あらかじめ職務代理者を指定するということが、従来、この種の審議会の慣例でございますので、そういうことで指名させていただきたいと思っておりますが、全体の部会の部会長代理もされておりますので、D先生にお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

では、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ということで、資料 - 2 については終わりましたので、早速、議事の本題に入りますが、今日は第 1 回目ということでございますので、せっかくですので、是非局長からごあいさつなり、この委員会の趣旨なり、一言ご発言を賜れればと思いますが、よろしゅうございますか。お願いいたします。

都市・地域整備局長 ありがとうございます。機会をいただきましたので、一言、お礼とごあいさつだけ申し上げたいと思います。

昔は、といたしますか、私も久しぶりに都市局、3 回目の勤務でございますが、5 箇年計画というものを事業ごとにやっております、道路とか下水道も 5 箇年計画とか、たしか公園も、4 7 年から 6 回、公園整備 5 箇年計画というのをやっております。現内閣というか、小泉内閣の一つの課題として公共事業の改革というものがございました。その中で、事業分野別のインプットといたしますか、金額明示型の 5 箇年計画を廃止して、アウトカム目標による統合的な計画をつくるということで、平成 15 年度から社会資本整備重点計画というものが設けられました。それに向けての作業というものがございます。それぞれのパーツで審議を重ねて、1 つの計画としてまとめていくという作業をしております。

当時、この社会資本整備重点計画をやりますときに、私、政策課長というのをしております、何とか措置法という法律がありまして、それぞれあったわけでございますが、みんな法律を廃止しまして 1 つの法律にしてしまったわけでございます。そのとき、意義は何であるかという議論をいろいろいたしました。いろいろな説明があるわけでありまして、私なりの理解として、1 つの重要な意義というのは、5 年ごとにいろいろな方にお集まりいただいて、私ども役所もちょっと冷静になって、これまでのデータをいろいろ整理し、物事を見渡してみ、これからどういうふうな整備が必要なのか、仕事の仕方が良いのかということのを改めてみんなで考えると。そのときに、できれば公共団体といたしますか、私どもの重要なパートになりますが、公共団体や民間のいろいろな担い手の方などの意見も聞きながら、改めて考えてみるというのが、今も昔もといたしますか、こういう作業の重要な意義と思っております。

その一つの場合が当委員会でございます。課題が多うございまして、私が今、申し上げることもないので、後ほどいろいろな資料を通じてお聞き取りいただきたいと思いますけれども、そういうことで、これから 1 年半か 2 年になるか、20 年からの計画でございますけれど

も、それに向けて幅広いご意見をいただければありがたいと考えております。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長 ありがとうございます。

早速でございますが、本来の議題に入りたいと思います。議事次第に従いますと(4)でございます、「都市におけるみどりの整備・保全・管理について」ということで、資料-5以下がそれに相当する資料でございます。まず、資料-5については、第1回目ですので、審議の進め方についての案が出されております。資料-6が、今日ご説明いただく資料の本体の分厚い資料でございます。資料-7、それから参考資料等、以下ついておりますが、まず、資料-5について、今日は第1回目ということですので、今後の進め方について事務局の案をご説明いただきまして、皆様のご意見をちょうだいして、まず今後の進め方についてどうするかということを確認したいと思っておりますので、ご説明よろしくお願いいいたします。

事務局 公園・緑化事業調整官でございます。よろしくお願ひします。

それでは、お手元、資料-5と、後ろのほうなんですけれども、参考資料-2の一番後ろのページ、5ページの次期重点計画に向けた審議スケジュール、こちらを開いていただきまして、これとあわせて資料-5のご説明をさせていただきます。座ってご説明申し上げます。

まず、今回の小委員会の主たる目的、第一義的な目的として、平成20年度からの社会資本整備重点計画に向けて、今後どういうふうな取組をしていくのかということがございます。先ほどの参考資料-2の後ろの5ページでございますけれども、これが社会資本整備重点計画全体の流れです。これから、来年の要求、それから20年に向けてどういう段取りで検討を進めていくかというようなことのスケジュールでございます。これは先般の7月の計画部会の資料でございますけれども、この枠の中の左半分が社会資本整備重点計画の内容になってございます。その左半分のさらに半分ですが、計画部会基本問題小委員会と、この重点計画をとりまとめていく計画部会でございますけれども、その流れと真ん中のところに各分科会という縦の欄がございます。この各分科会というところに、この公園緑地小委員会というものも位置付けられておりまして、全体の流れで申し上げますと、平成18年7月ごろと書いてございますけれども、7月24日、計画部会において次期重点計画に向けた検討方向を示すということで、内容につきましては、後ほど本体の資料と一緒にご説明を申し上げます。

それで、各分科会、右の方に矢印が出ておりまして、分科会において議論を開始するという段取りでございます。それぞれの分科会の中、部会の中に、このような小委員会等が設けられてございます。

9月以降と書いてございますが、これはまだ基本問題小委員会も開かれてございませんが、おそらく10月以降になると思います。事業分野の横断的な検討等が進められると。大きな流れといたしましては、各分科会の中から18年12月ぐらいを目標にして、次期重点計画に向けた基本的な方向性ですとか、重点的に事業を進める分野ですとか、そういうものを押さえていこうというようなことになっています。そういうものを受けまして、19年に入りまして、計画部会、基本問題小委員会との連絡調整を図りながら、6月までということで中間とりまとめになってございますけれども、6月までに20年度の要求、すなわち次期重点計画の要求に結び付けていくというような形になってございます。

資料 - 5 でございますけれども、資料 - 5 には、このたびの小委員会で想定される議論の視点、2番に行きますけれども、4点掲げてございます。前の都市計画部会で設置が決まりましたときの、この小委員会の議論の視点ということで4点ございまして、新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標。それから、持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参画・連携による、多様なみどりとオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策。それから、でございますけれども、歴史的・文化的資源等を活用したみどりとオープンスペースのあり方。これは、特に、歴史的風土部会、本日も関係資料で参考資料に配付してございますけれども、古都保全行政の理念の全国展開というようなこともございまして、そちらとの関係もございまして、こういった資源を活かしたみどりとオープンスペースのあり方というものも論点の一つにしてございます。それから4点目ということで、ストックのもたらす効果を相乗的に高めるためのみどりとオープンスペースのあり方ということで、この4つについてご議論をいただきたいということになってございます。

その裏でございますけれども、スケジュールということで、本日は第1回目、9月22日でございます。第2回目、第3回目をほぼ1箇月ごとにとということで、それぞれ10月30日、11月30日という形で日程を調整させていただいているところでございます。第4回目はまだ調整中でございますけれども、現時点では12月11日を想定してございます。これからまた調整をさせていただきますけれども、この4回をもちまして、先ほど申し上げました次期重点計画に関する基本的な部分というものを押さえていこうと。その

流れの中で、第1回目の に書いてございますけれども、本日はその現状なり課題をご説明申し上げ、ご議論いただきたいと思っております。第2回目には、 でございますが、基本的な考え方、第3回目には中間とりまとめの骨子、第4回目には、この小委員会としての中間とりまとめというところまで最短でたどり着いていきたいと思っております。

その間に、 でございますけれども、毎回テーマといいますか、分野を定めまして、そこを中心にご議論いただきたいということで、2回目の のところにありますように、2回目には多様な主体の参加・連携によるみどりの整備・保全・管理について、3回目の でございますけれども、歴史的・文化的資源を活用したみどりの整備・保全・管理について、4回目はストック効果を相乗的に高めるみどりの整備・保全・管理についてというようなことで小さいテーマを設けながら議論を進めさせていただきたいと思っております。

19年度以降ですが、当面は6月の計画部会のとりにまとめに向けて重点計画以降、さらに必要な制度改正ですとか、新たな枠組みですとか、あるいは法改正ですとか、そういうような内容につきまして議論を深めてまいりたいと思っております。回数は2回ぐらいを想定しておりますけれども、6月以降ということになりましたならば、また必要に応じて引き続きご議論いただきたいと思っております。

事務局から1つお願いなのですが、本日も厚い資料を用意してございます。事務局だけでこういった資料を用意しますと、どうしても視野や視界が狭くなりまして、十分に行き届かない部分もございますので、この2回目、3回目、4回目につきましては、今後調整させていただきますけれども、特に専門委員の先生方を中心として、ご専門のお立場から先進事例ですとか、考え方などをまとめてお話し、ご教示させていただきたいと思っております。この辺につきましては、またこれから調整させていただきたいと思いません。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま、参考資料 - 2に基づきまして、国土交通省全体の社会資本整備重点計画の進め方の中での分科会の中での小委員会の、ある程度、この時期までにとりまとめをするという、こういう枠になっているということのご説明がございました。

それに基づきまして、具体的に、資料 - 5、表裏に書かれておりますが、公園緑地小委員会の開催がおおむね6回程度小委員会の開催が想定されているようでございますが、場合によってはさらにとりまとめの含みもあるようですけれども、スケジュールと進め方に

ついでにご提案ございましたが、何かご意見、ご質問があれば、どうぞ遠慮なく、どんな点でも結構ですのでご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

大体、こういう進め方とスケジュールということによろしゅうございますか。また、議論の過程の中で、こういうテーマを少し突っ込んでとか、いろいろなことが出てくると思いますので、そこら辺は是非、ご意見を踏まえながら柔軟にということをお願いしたいと思います。

それから、今、事務局からお願いがあったわけでございますが、審議会の進め方の中で、せっかく各専門分野から造詣の深い方にご参画いただいておりますので、ある程度まとまってご発言をいただくと、より突っ込んで議論できるのかなと、多分そういう趣旨だと思いますので、ご多忙な中で大変恐縮ですが、一応、このスケジュール(案)というものは想定されていますけれども、これから、調整していただいて、是非、いろいろな経験なり知見を公表していただければと思いますが、そんなような進め方によろしゅうございますか。それぞれ事務局から打診があった場合には、是非よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

1回目ですから、本題に入る前にいろいろなことが多いもので、誠に申し訳ございませんが、一応、資料 - 5まではこれで無事済んだということでございまして、中身にこれから入りたいと思います。主に資料 - 6ということで、場合によっては資料 - 7も使うということによろしゅうございますか。

では、事務局からご説明をお願いしたいと思います。おおむねどのぐらいの時間でいきましょうか。

事務局 11時ぐらいを。

委員長 11時ぐらいを目処ということで。あと、ご発言の時間もあると思いますので、11時までには一応終えるという前提で、申し訳ございませんが、やや簡潔にということで、資料説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 では、引き続き、本日の資料のご説明を申し上げます。

先ほどの参考資料 - 2も若干使わせていただきます。それと資料 - 6と、それから時間を見ながらでございますけれども、資料 - 7もあわせてご説明申し上げます。

最初に資料 - 6の、いきなり25ページをお開きいただきたいのですが、25ページに、今の「社会資本整備重点計画の概要」というページが出てまいります。先ほど、局長からのあいさつにもありましたように、それぞれの事業分野では5箇年計画というものをつく

りまして、ずっと整備、公共事業を進めてきたわけでございます。公園におきまして、6次の5箇年計画まで行いまして、平成14年までの事業を進めてまいりました。

この重点計画法にありますように、定義のところでございますが、このたびの社会資本整備重点計画の策定に向けてどういうものが法律上はその対象になっているのかということでございますが、七の2行目でございます。「公園又は緑地の新設又は改築に関する事業」。従前の都市公園の5箇年計画ですと、都市公園部分だけが対象でした。それをこのたび、重点計画法の中で、「及び」の後ですが、「都市における緑地の保全に関する事業」というものも入れまして、公園だけにとどまらず、緑地全体を対象にしていこうと。このときには、主として都市緑地保全法の緑地保全地区ですとか、そういうものをイメージして、こういう文言を入れてございますけれども、このような形になっております。

下のほうの重点計画の概要でございますけれども、都市公園等の整備の1番の重点的、効率的のところですが、「都市公園等の整備、緑地保全地区の指定等民有緑地の保全及び緑化施策を」とございます。こういうような形で重点計画の中で定めております目標につきましても、公園だけではなくて、ほかの公共施設の中のみどりですとか、民有地のみどりですとか、そういうものも含めた、より総合的な指標なり目標なりを設定してやってきているところでございます。次期重点計画におきまして、こういった傾向で、さらに生活実感ですとかいうものに近いような指標なり目標というものを設定して取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、先ほどの参考資料 - 2の1ページでございます。次期社会資本整備重点計画に向けてこういった方向性が示されているのかということをご説明申し上げます。横型になっておりますけれども、参考資料の1ページでございます。1ページの基本的認識ということで、社会情勢はどういうふうに変わっていくかという中で、一つには、キーワードとして人口減少、少子高齢化というような言葉が出てまいっております。これは特に、全国の地域的にも異なる状況になるだろうということで、2行目の終わりにありますけれども、社会資本に対する要請、質量ともに大きく変化していくのではないかとということが示されております。

それから、のところでは財政制約が進む戦略的、重点的に推進するというようなことが示されています。

それから、でございますけれども、次の世代のために何が必要かというような観点をちゃんと踏まえるべきであると。

それから、でございますけれども、投資の目的とか内容に応じて必要性、緊急性というものを評価して、重点的に取り組んでいくというようなことが示されております。

それから、3番でございますけれども、現行の重点計画、重点目標の分野ですが、下から5行目のところに「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」という4つの重点目標の分野が設定されてございます。次期の重点計画も、こういうものを基本としつつ、さらに柔軟な分野設定を行うということも視野に入れるということが示されてございます。

それから、2ページにまいります。時間もないので若干急ぎますが、2ページに、「計画期間を超える展望」というところがございまして、のところに書かれておりますのは、5箇年だけの話をするのではないと。さらに10年、15年ぐらいのことまでを考えて、達成すべき主要な目標というものを定める中で、にありますように、特にこの5箇年間に於いてどういうものを達成していくのかというようなことで考えるべきだということが示されてございます。

3ページ以降も縷々でございますけれども、その辺がポイントでございますので、そういったことを踏まえながら、次期重点計画に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

それでは、資料-6に戻っていただきまして、1ページからざっとご説明を20分ほどで行いたいと思います。

1ページですけれども、最初の部分には、都市のみどりの現状ということで、これは都市公園だけでなく、一般的にみどりと言われている部分が少なくなっているという現状のデータを幾つかお示ししてございます。1ページには、首都圏で、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県でございまして、その中における、これはグラフの赤い部分は林地でございまして、下の青いところは農地でございまして、上に乗っかっているのは都市公園です。クリーム色というのですか、白い色になっているのですけれども、非常に面積的には小さいですが、こういったものを合わせた全体がどんどん少なくなっているということで、上のほうにありますけれども、40年間で都市公園はもちろん増えてございますけれども、いわゆるみどりが22%ぐらい減少していますというデータでございまして。

都市別にビジュアルに見てみようということで、2ページに行きますと、横浜市緑地の減少ということで、緑色と赤色、いわゆる市街地の部分とみどりの部分という形でございまして、先ほどの1960年から2000年にかけて、市街地部分が開発によってどんどんみどりがなくなっていったと。40年間で7,600ヘクタール、74%に当た

りますけれども、減少したと。一方で、人口ですね。一番下のグラフになりますけれども、人口は3倍弱ぐらいに伸びてきているというようなグラフが示してございます。

3ページに行きますと、名古屋市も樹林地、農地、水面ですとか、いわゆるみどりの部分の緑被率が30%から25%。たかだか15年の間に5%ぐらい少なくなっている。下の図面は中川区ということで、市域の一番西の方でございましてけれども、こういった格好で、黒い色で書いてございまして、みどりが少なくなっているというようなことがわかります。

4ページは大阪の状況でございまして。大阪は特に緑被面積が少のうございましてけれども、上の2つのグラフの右側が大阪市のデータでございまして。10.3%から9.5%ということで、これもたかだか10年の間に減少しているというようなデータでございまして。

5ページにまいりまして、全国の緑被率、これは今の部分が都市域だけに限っていない話なので、全国のデータも都市域以外のものも入っていて、非常にデータとして不適切かもしれないけれども、全国、それから三大都市圏、地方圏という中で、いわゆるみどりという部分が減ってきているというようなデータを載せてございまして。

その中で(6) 下半分ですけれども、都市公園等の整備は順次進めてきておりますということで、これは人口規模別の面積ということで、都市公園の面積のデータもここで占めさせていただきたいと思っております。10万人未満という水色の都市におきましては、従前の指標ですけれども、1人当たり12.3平米と。それから、100万人以上になると、1人当たり5.8平米というような数字になってございまして。

ということで、以上が簡単でございましてけれども、みどりがまだまだ減りつつあるというような現状のご説明でございまして。

6ページ以降、現行の制度につきまして、まずご説明を申し上げます。6ページには、緑地という、みどりを体系的に、概念的に整理いたしますと、施設系のみどりと、いわゆる民有地を中心にして、行為規制等をかけましてもっているみどりがございましてということで、施設の緑地の中には、その主たるものとして都市公園がありましたたり、都市公園以外にも港湾緑地、国民公園、児童遊園等、名称で言いますとそういうようなものもございまして。それから、民間の施設で言いますと、公開空地なり建築敷地内の緑化というようなものがございまして。地域性の緑地では、法によるものというところにありますように、緑地保全地区ですとか、歴史的風土特別保全地区ですとか、市民緑地ですとか、そういうようなものが入ってきております。契約締結によるもの、緑地協定などございまして。

このように概念的に整理されるものが、7ページに行きますと、今、わかり得る範囲でどのぐらいの量があるかと。数字自体並べても、あまり実感を持ってご覧いただけないかもしれないかもしれませんが、今の施設緑地、地域性の緑地ということであわせまして、そこに地区名等という名称と実績ということで、例えば都市公園で言いますと、9万箇所、10万9,000ヘクタール。それから、公共施設系の緑地、これは公園以外の道路ですとか河川ですとか港湾ですとか、そういうところの緑地も2万8,000ヘクタールぐらいございます。

それから、主立ったところだけ紹介していきますと、地域性の緑地ですが、歴史的風土特別保存地区なども51地区、8,000ヘクタールとか、近郊緑地特別保存地区、3,400ヘクタールですとか、このような数字になってございます。

ここの、今、書いてございます、それぞれの施策を8ページ以降に1枚ずつ、主立ったものを載せてございます。現行制度のご紹介ということで簡単にご紹介をさせていただきます。

8ページが都市公園の関係で、最近のテーマですと、写真の1つ1つに課題なりお題目が載ってございますけれども、ヒートアイランドの緩和とか、生物多様性の保全に資するような緑地ですとか、地域の歴史的・文化的自然的資産を活用した地域の拠点となるような公園ですとか、真ん中の左ですと、地震災害時の避難地や避難路となるような、防災関係の公園というようなものがございます。あるいは、環境学習とか、そういう学習の場の提供ですとか、下に行きますと、市民参加による公園づくりというようなものがございます。これは従前どおり、用地取得をして、施設を整備するというスタイルで仕事を進めてきた部分で、従前でいうところの5箇年計画の対象になっていたものです。

上のほうに税制措置とあります。公園の中で一般的にこういう用地を取得してまでやるものと、それから借地の公園というものも積極的に進めていくということで、平成16年に若干、法改正をして、借地で公園を設定した場合の、その土地の所有者に対するメリットなどもこういうような形で、現状は運用してございます。

9ページに行きますと、都市公園が徐々に伸びてきているというような面積、それから1人当たりの指標、そういったグラフが載せてございます。大体、年間2,000ヘクタールから3,000ヘクタールぐらいの都市公園が今まで整備されてきたということで、これから先、財政状況が非常に厳しくなっておりますけれども、今のところ、そのぐらいの量が年々、着実に増えてきているということがございます。

下のほうに書いてございますのは、これまで整備の水準ということで、国土交通省、前身の建設省の時代でございますけれども、緑の政策大綱という中で、都市公園面積の長期的な目標として20平米とか、こういうような水準を出してまいりました。法律の中では、住民1人当たりの公園の面積は10平米以上とすると。市町村単位、行政区域単位で見ますと10平米、それから市街地の中では5平米以上は確保すると、そういう面積の標準が示されているということでございます。

10ページ以降、都市公園以外のみどりの部分でございます。まず10ページは、近郊緑地保全区域。これは近郊緑地特別保全地区とありますけれども、首都圏と近畿圏の制度でございますが、こういった貴重なみどり、いわゆる都市域の外延的な拡大というものを適切に抑えつつ、環境を整えていくという意味の、公益的な緑地でございますけれども、こういったものを行っております。

真ん中の、国庫補助制度というところにありますけれども、行為の規制のかわりに、土地の所有者には、その土地を買い取るという制度がございまして、それに対して国なども補助をするということでございます。

11ページが、特別緑地保全地区制度。これは今の近郊緑地、これが首都圏、近畿圏でございましたけれども、これの全国版と考えていただいてもいいのですが、これが都市緑地法に基づく制度でございます。同じように、都市の中の貴重なみどりを守っていくということで、同様な土地の改善に対する国の制度、あるいは税制です。赤い文字で書いてございますように、固定資産税の評価減ですとか、あるいは、相続によって都市の中のみどりが失われるというような非常に深刻な問題がございまして、こういう制度を使いますと、8割、それ以上の評価減があるというような、こういう制度でございます。

それから12ページは緑地協定制度的ということで、住民等が自らの発意で協定を結んで、こういうみどり豊かな市街地を形成していくということで、住民1人1人の協定と、開発事業に当たられた民間事業者さんが分譲前に行う一人協定というものもございまして。

それから、13ページは市民緑地制度というものでございます。これは、土地を所有したままで、その土地を地域の方々に開放していくということで、都市緑地法の中にある、土地の所有者と公共団体との契約の制度です。これも相続税が現行は2割評価減なのですが、このような制度をつくりまして、こういう市民緑地も徐々に増えてきているということで、平成17年度末、全国で113地区、53ヘクタールの市民緑地がございまして。

それから、14ページでございます。こちらは生産緑地地区ということで、制度として

は非常に昔から、都市の中の市街化区域内的の農地に緑地としての機能、あるいはオープンスペースの機能ということをかんがみまして、ここにありますような相続税ですとか、固定資産税、営農が続けられる場合ということでございますけれども、こういった都市内の農地が、都市の貴重なオープンスペースということで、1万4,700ヘクタールほど現状で定められておりますということです。

それから15ページは緑化地域制度ということで、平成16年の改正でできました制度です。これは、緑化を義務付ける制度でございますまして、都市の中で一定規模以上の建築敷地面積の中で建築物の建築を行うときに、一定率、25%程度でございますけれども、こういった緑地の新設を義務付けるというような制度でございます。16年改正で、まだ実例はございませんけれども、来年、再来年以降、こういった緑化地域が全国で定められていくというような動きが現在ございます。

それから、16ページ。今の緑化地域制度と結果的には同じような制度でございますけれども、都市計画の地区計画の制度の中で、緑化率条例というものを定めまして、その地区計画の中で行います建築の際にはみどりを確保していただくというような制度もございます。これは千代田区の例と、下に三鷹市の例ということで2つの例が示されてございます。

17ページは緑化施設整備計画認定制度というもので、平成13年の都市緑地法の改正です。こういった民間の建築敷地内の緑化施設の整備に当たりまして、税制措置、緑化施設にかかる固定資産税の一部減免を行うようにさせていただいていると。全国で今、18地区。面積は多くありませんけれども、都市の中の非常に土地の利用の密度の高いところで5.2ヘクタールの緑地が創出されているというものです。

それから、18ページは、これは建築基準法、都市計画法の関係の制度で、容積率を一定以上、空地ですとか、それから中の文化施設ですとかコミュニティー施設ですとか、そういった公的な空間を整備することによって、その恩典として容積率を上乗せすると。我々の立場からすると、そういった制度を活用していただいて、貴重なオープンスペースを都市の中に整備していくことができるということでございます。

それから、19ページ、これは最近始めたものなのですが、シージェスというふうに呼んでございます。民間企業が整備していただいた、一般の市民の方々から見ると、全く公園と同じようなものでございますけれども、こういうものを整備していただいた方々を評価していくと。イメージとしては、ISO14000のような、要するに、そういう企業

活動というものを大きくPRさせていただいて、こういったものに熱心に取り組んでいただくような、そういう土壌をつくっていきたいということで始めたものでございます。17年に第1回目ということで、そこにありますような、トヨタ自動車さんですとか、ノリタケカンパニーさんですとか、森ビルさんですとか、14企業が認定されました。

20ページは、みどりに税制ということで、先ほど来、ご説明していますように、公的な空間、都市公園だけでなく、民有の緑地というものを一所懸命やっつけよう。こういった都市のみどりに関する税制という形でもって、土地の所有者なり民間企業などにメリットを持っていただくということが必要で、ここに書いてございますような、税制も年々充実してきているというようなところでございます。

21ページからは、今は事業制度で、説明で言いますと、こちらが先かもしれませんけれども、国の大綱なり、公共団体で今、定めていただいています、みどりの基本計画なりという、そういう基本方針なり計画なりを載せてございます。21ページは緑の政策大綱ということで、平成6年ですから、まだ建設省の時代ですけれども、国としてどのぐらいの緑、環境を確保していくのかという長期的な目標を示して、定めたものでございます。

22ページは緑の基本計画ということで、今、これが地方公共団体におきましては、いわゆる、みどりとかオープンスペースですとか、そういうもののパイプルのようになっているものでございます。都市緑地法というもので定められております法定計画で、この図面の左側ですけれども、緑の基本計画に定める事項ということで、緑地の保全緑化の目標ですとか、施策ですとか、都市公園の整備の方針ですとか、こういったものをこの計画の中で定めていただくということで、右側の図面は、これはいつも例示として使わせていただきます藤沢市さんの例ですけれども、縦に2つ伸びています緑の帯があります。これは河川ですが、こういった河川のみどりですとか、真ん中に大きく丸で囲ってありますみどりの拠点、これは公園だったりするわけですけれども、こういうようなものとあわせて、先ほど言いました、民間の、いわゆる斜面緑地ですとか、あるいは農地系のみどりですとか、こういうものを総合的にみどりの方向性を示すというようなものでございます。

23ページに、今、全国でということで、真ん中の枠に684の市町村が策定済み、または策定中ということで、人口のカバー率から言いますと、右下にありますように80%の方々がお住みになっている自治体でこういう計画を持たれているというようなことでございます。

24ページは5箇年計画と重点計画の関係でございます。昭和47年から6次にわたっ

て5箇年計画で公園を整備してまいりました。数字が細かくて恐縮なんですけれども、5箇年計画が始まります前は、2万3,000ヘクタールぐらいの公園等がございました。それがこの14年度末で言いますと、約10万ヘクタールということで、この30年間余りのうちの7万6,000ヘクタール、今ある緑地の4分の3ぐらいが整備されたということなので、みどりの整備に大きな役割を果たしたということでございます。

25ページは先ほどご説明申し上げました、社会資本整備重点計画でございます。こういった都市公園とか単体のものではなくて、道路とか河川とか港湾ですとか、横断的な目標を設定しながら、この公共事業関係の9本の5箇年計画等をまとめたというような社会資本整備重点計画になってございます。

26ページには、若干細かくて恐縮なんですけれども、その内容です。特にみどりに関する部分を26ページに細かく書いてございます。

27ページに飛んでいただきますと、その中で掲げております目標が一番下のところに書いてございます。一番下の枠の中の上から2番目に、「都市域における水と緑の公的空間確保量」ということで、都市公園以外の公的なみどりですとか、先ほどご説明いたしました緑地保全地区、かなり強く行為規制がかかって、持続性が担保されているようなものを含めた指標を、今、総合的な指標というような形で運用してございます。こういうようなものも指標の見直しなり、さらに改善というようなものも今回図ってまいりたいと思います。それから、下から3つ目ですけれども、防災の関係では一定水準の防災機能を備えるオープンスペース、こういうものが確保されている大都市の割合、こういうものが目標として定められております。あと、都市における良好な自然的環境の保全・創出に関する公園・緑地の確保ということで、自然再生法の関係もございまして、こういったものに重点を置いてやっていくということで、こういった目標。それから、利用の観点から、国営公園の利用者数の割合というものも設けてございます。

28ページは、それが年々どんな形で進んできたかということでございますけれども、定めました5箇年間の目標に向かっては、達成がかなり困難だというものも一部ありますけれども、おおむね順調に数字自体は推移してきているというような状況になってきてございます。

あと、29ページ以降ですけれども、みどりの政策に関する課題ということで、もう11時になってしまいますけれども、簡単にご説明申し上げますと、30ページから環境系の問題が書かれてございます。公園関係も地球温暖化の関係で、都市の緑化というものも、

その吸収源に位置付けられております。

31ページにありますのは、日本が京都議定書の中で果たさなければならない約束として、1990年から6%減をするという、そういう年限がもう迫っています。2008年から12年ということで、そういうふうに迫っているわけですがけれども、現状は赤い棒グラフでありますように、もう既にプラス7%ぐらいのところがございます。ですから、1990年比ではなくて、ここから13%ぐらい、CO₂の排出量を減らさなければいけないということで、33ページに飛んでいただきますと、都市緑化も京都議定書の目標達成計画の中で、28万トンぐらいの吸収ということで位置付けられているということでございます。

同じような問題で、都市の問題で34ページ。ヒートアイランド現象というものも非常に大きな問題として、今、クローズアップされております。上のほうは東京の30度以上の時間数ということで、赤くなっているところが夏の3箇月間に300時間、400時間、500時間というような時間になっているところがございますけれども、下にありますように、みどりがありますと、ヒートアイランドの中で、ここにはクールアイランドと書いてありますけれども、冷気を出す、そういう源になっていくということでございます。

35ページに行きますと、1994年、等温線の図で、新宿の副都心で33度ぐらいのときに、明治神宮の真ん中では25.5度というようなことで、こういう効果が非常に大きいということがございます。

36ページは、生物多様性の確保ということで、首都圏では話題になってございます三富新田、埼玉県川越とか所沢あたりの市域の境界あたりの話ですけれども、こういった地域でも、今、非常に大きな都市緑地法に基づく緑地保全地区、特別緑地保全地区の指定などに向けて頑張っているというような状況でございます。

あと、37ページは防災関係のことで、防災公園というのは、昭和50年代から大きな柱として仕事を進めてまいりました。阪神・淡路大震災の関係の写真が上にございます。下には中越地震のときに公園が使われた、その防災の拠点というような写真が載っております。38ページには、その体系です。広域防災拠点となる防災公園から、生活に身近な一時避難地となる防災公園まで、体系的に整備を進めて、重点的に行ってきてございます。

それから、40ページ、若干話題は変わりますが、バリアフリー法がこのたび制定されました。今年の12月には施行されるということを目指して、今、公園につきまし

でも非常に重要な公共施設ということで、その中で位置付けられておりまして、特に公園の中でもバリアフリー化をきちんと図らなければならないものを定め、バリアフリー化が図られたものの目標値を定めて、公園の整備、改築等を行っていくということで仕事を進めているところでございます。その関係の資料が43ページまでまいります。

引き続きまして44ページですけれども、豊かな地域づくりへの対応ということで、ここに掲げましたのは、日本の誇りに思うことというようなことで、社会意識というものが随分変わってきたという一つのデータを示してございます。この中には、オレンジ色のラインで、国民の勤勉さ、才能ということが一番下のところ、低位のところまで推移してございますけれども、上のほうに、美しい自然ですとか、長い歴史と伝統ですとか、優れた文化や芸術ですとか、青や赤や緑で示している、こういったものを非常に誇りに思うというように、国民意識が随分変わってきたと。これは、たまたま15年間のデータでございますけれども、さらにもっと昔にさかのぼりますと、例えばでございますけれども、優れた文化や芸術、緑のラインでございますが、今は40%ぐらいのところにおりますけれども、こういったものに価値を見出していた方々というのは20%未満だったというようなデータもございます。

そういうようなことで、45ページには、そういった歴史資産等を使いながら、地域の拠点、あるいはもっと言いますと、地域への愛着ですとか、国への愛着、郷土愛というものを醸成していくような公園というものの例を挙げてございます。

それから、46ページ以降、若干ここから課題というものもいろいろ輻輳してまいりまして、混沌としてまいりますけれども、一つの動きとして参画型社会というものもございます。現状では、まだNPOやボランティアとか、そういう市民参加をしていないけれども、これから行いたい、行っていきたいという声随分大きくございます。

47ページ、48ページには、公園でどのような市民参加があるかということで、たまたま公園の愛護会というものが随分昔からあります。児童公園を中心として、その地域の自治会で公園の維持管理なりというものが行われていたという、公園の愛護会ですとか、48ページ、ここではアドプト制度、里親制度と言っていますけれども、こういったもののボランティアですとか、名前も、調査関係でここに掲げています公園管理実態調査の中の定義付けですから、ほぼ同様のものがございますけれども、公園関係はこういう市民参加を行う舞台としても随分昔から、あるいはこれからも適している場所ではないかと思えます。

49ページ以降、民間企業が整備して、都市の中で非常にみどり豊かな快適な空間が整備されるという傾向も随分大きくなっているという例がございます。49ページのアークヒルズ、それから晴海のトリトンスクエア、50ページの六本木ヒルズ、51ページにはOCAT、それからなんばパークスということで事例を掲げさせていただいております。

52ページに行きますと、少子高齢化社会ということで、全体の趨勢が少子高齢化に、人口減少の局面に向かう中で、53ページに行きますと、人口問題研究所のグラフがございますけれども、この間、人口が増えてきたのと同じようなスピードで、低位推計の場合は、人口が減っていくと。かなりのスピードで減っていくというようなことがございます。

55ページに行きますと、そういう中で、都市がどういうふうになっていくのかということで、集約的な都市構造ですとか、コンパクトなまちづくりというようなもの、そういう方向にある中で、逆に言えば、今まで都市の中でありました土地が、遊休地と言うのが適切かどうかはわかりませんが、そういうふうに生じてくる土地に対して公園やみどり、オープンスペースという部分がどういうふうに取り組んでいくべきかということが一つあるかと思えます。

56ページには、中心市街地の現状ということで、この間、中心市街地から文化施設や病院ですとか、そういうものが外に移転していったということがデータとして示してございます。

あと、57ページに行きますと、既存ストックの活用ということで、今のような社会情勢の中、今まで整備したストックなり、あるいはこれからまた整備、あるいは保全していく、そういうストックをいかに活かしていくかというようなことがございますけれども、ここに挙げましたのは、59ページを開いていただきますと、都市の中心部において、この写真が若干適切ではないかもしれませんが、あまり使われなくなってしまった、言葉の中では「明るく解放的な空間へ」とありますけれども、若干うっそうとし過ぎてしまって、周辺の土地利用にそぐわないようなものを改築して行って、周辺の市街地のためにも貢献するような、そういう改築なども最近は行ってきているという例示でございます。

最後の1ページには、今までご説明いたしましたような法制度の流れ、年々充実してきました制度の流れというようなものを1枚にまとめたものでございます。

もう時間が過ぎていきますので、資料-7は省略いたしますけれども、資料-7には、前回の小委員会で答申をいただきました以降進めてきました制度改正なり、大きな出来事などを4枚の紙にまとめてございます。

時間が超過して申し訳ございませんでした。

委員長　ご説明ありがとうございました。

それでは、お忙しい先生方が多いので、時間についてはやはり12時で終えたいと思います。最後、いろいろ、次回以降の事務連絡もあると思いますから、11時55分には終えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、どのような観点からでも結構ですし、また、参考資料からのご質問でも結構ですが、何かお気づきの点とかご意見とか、また、今後の進め方について、どなたからでも結構ですのでご意見いただけますでしょうか。今日はフリートキングに近い形にしたいと思いますので、どのようなところでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もし、1番目はしゃべりにくいようでしたら、新たにお入りになった委員がお気づきかもしれませんので、I専門委員さんはどうですか。何か、こういう点をむしろ議論しろとか、何でも結構ですので、どうぞ。

I専門委員　私は、立場上、世界中を飛び回るわけですが、特に、先進国で議論する中で、アメリカに行ってもヨーロッパに行っても指摘されますのは、日本のビジョンが見えないとよく言われるんですよ。例えば、日本の都市、国全体、どういう形になりたいんですかと、そういうビジョンが見えない。また、もちろん、それに対する戦略も見えない。この辺のことはどこでも言われるので、大変、私としても「そうだよな」という感じがするんですね。

例えば、こういった議論でも、日本の都市をどうしたいのか、それは少なくとも100年先を見ないとだめなんですね。10年先見たって、わかりようがない話で、100年先を見たときに、日本の人口ってどうなるのかということが大体見えるわけだから、そういう中で、どこへ向かっていくんですかということになるんだと思うんですよ。

日本の身近にある公園というのは、やっぱり都市公園でしょうけれども、日本の都市公園ほどおもしろくないところはないんですよ。全く、何というのだろうか、防災のときにちょっと行くぐらいの話で、日常の中に入っていないんですよ、これが。大体、鳥がない。まるっきりいないんだよね。ところが、第二次世界大戦で同じような基本があるドイツに行きますと、都市公園に行って、野鳥が簡単に出るんですね。すごいですね。私は、二十数年前から毎年ドイツは行くんですけども、日本よりも野鳥の種類は多かったんです。最近では、例えばベルリンあたりのちょっとした公園に行っても、野鳥のコーラ

スが聞こえるんですよ、朝。こんなの、日本の知床行ったら、野鳥のコーラス、ゼロになっちゃったんですね。これはやっぱり、やる気になって国づくりすれば、ちゃんと潤いのあるまちというのはできるものだなということがよく分かるのでして、都市関係の公園関係というのはこれからの時代、その国の形を見せる、最も重要なインフラじゃないかなという感じがします。道路をつくるとか、もうそういう時代じゃないんですね。だから、ここへ金を投資して、良いまちをつくるという必要があるんだろうと思いますね。

委員長　　ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

公園緑地課長　　ありがとうございます。

確かに日本の都市で、生き物と共生するということでしょうか、一緒にいろいろな野鳥や、昔いたタヌキ、キツネや、昆虫、それを可能にするにはどうしたらいいか。これはやっぱり自然を回復するということが一番なんでしょうし、そのために掛け声としましては、水とみどりのネットワークをつくっていかうとか、みどりの改良構想を進めていかうとかいうことで、一つ、重点としては掲げているわけですが、なかなか思うように現実の町の中で、今まで十分進んではこなかったと。

ちょうど今、先ほどの説明にもありましたように、曲がり角の時期に来ていると。都市もこれまで外延的に拡大してきて人口も増えてきたのが、逆にこれから減っていくという時期にありますので、今、委員がおっしゃられましたような、そういう目標に向かって、どういうことを戦略的に行っていたらいいのか、この審議会でも是非貴重なご意見をいただければと思っております。

1回目ですので、これぐらいで留めさせていただきます。

委員長　　ありがとうございました。

実は、前回の小委員会の最大成果は景観緑三法の制定だったものですから、今回は多分、直接すぐ法律が創設されるか、ちょっと私もわかりませんが、新たな都市づくりのビジョンの中でみどりをどうするのかというご指摘だったと思いますので、そういう観点も入れながら是非審議を進めたいと思います。

今日は少し時間も不足しているので、拳手がなければ、私からどんどん指してしましますので、恐縮ですが、また新たに加わられたJ専門委員さん、いかがでしょうか。どんな観点でも結構ですが、一言。

J専門委員　　私、ここになぜいるのかというのは、公園の専門家では決してないです

し、みどりの専門家でもないのですが、愛・地球博という、去年行われました万博で、市民参加事業というのをやらせていただきまして、万博史上初めてだと言われて、ある種、成功のかぎだったとか、いろいろ言われたものでございますけれども、そういう意味では、要するにユーザーという視点からの考え方を持っているものでございます。今、ちょうどこのペーパーのご説明を受けましたところ、最初のところに、横浜のみどりの減少と、大阪のみどりの減少と書かれていたのですが、実は、私、2009年に向かしまして、この横浜と大阪で市民参加をやらなければいけないというプロジェクトを今、抱えております。特に横浜は環境行動市民というのをつくろうということがありまして、あそこにある二十幾つの市民の森と、7つの大きな森があるわけですが、そういうものを活用しながら、これだけ減ってしまった緑被率に対して、もう一度、みどりのまちづくりを興していこうと、そういう市民参加といいますか、市民のプロジェクトを興そうということを今、始めています。

どっちにしましても、私も去年、みどりのユーザーということで、公園のユーザー、みどりのユーザーという、二極あると思うんですね。一つは、地球自身がみどりのユーザーであるということがあると思うのと、もう一つは、当然のことながら、人間がみどりのユーザーで、今日のご説明の中で一番興味があるというのは、人間の中でも、少子高齢化の中で、特に2007年問題とよく言われている、いわゆる2007年以降、団塊の世代の方々が会社から社会へ、あるいは地域社会へ出てくるということで、市民参加の視点から見ると、これは非常に重要なことございまして、ご存じのように、団塊の世代の方々は日本の高度経済社会をつくり込んだ素晴らしい方々なわけです。とても大きな、800万人から1,000万人と言われるぐらいのボリュームを持った方々でもあるのですが、そういう方々が実は会社から地域へ会社を卒業して出てくる。

幾つかの問題点が出てくるのですが、日本の経済を支えてきた人たちは、実は会社についてのノウハウ、会社知識、会社における技術等はすばらしく持っているのですが、地域に生きる技術とかスキルとか文化は持っていないんですね。よく言われるのですが、実は、奥さんたちは早くから地域に出ていて、地域活動とか一所懸命やられています。今、御多分に漏れず、NPO、NGOというのが世の中でいろいろ動かれているのですが、そういう中の多くの人たちはやはり女性なんですね。現場で展開されている方々、彼女たちとお話をしてくると、やはり一番邪魔なのがおじさんたちだという話になるわけです。どうしてかということ、おじさんたちは出てきて威張るわけですね。常に会社のパラダイムの

中にいますから、変な話、「このコピー、とってください」って、あるおばさんが頼んだら、「何で私がそんなことをしなきゃいけないんだ」と答えた、あるNPOの中に来た新人のおじさんがいるそうですけれども、後で聞いたら、決して威張っていたわけではなくて、コピーのとり方を知らなかったという話だったということもあるのですが、少なくとも、地域における作法であるとか、地域での活動をしていく文化、ライフスタイルというものを、これから出てきます800万人から1,000万人の方々は、実はほとんど持っていないというのが現実であって、これは笑い話ではなくて、とても大事なことであります。

ご存知のように、人間というのは、必要とされないと劣化していってしまうという性格を持っていると思います。高齢化社会の中で一番重要なのは、15%の介護を必要とする方々ではなくて、85%の元気の方々が、そのまま元気に生きていけるということがすごく重要で、元気である理由というのは、やはりそこに生きがいであるとか、自分がある種、必要とされているんだという目標、目的が必要で、例えば、サラリーマンの方が会社を出て、これからは自由だから好きにゴルフ三昧をやるぞというようなことがあっても、実は趣味の世界では数年しかもたないんですね。多くのケースで出ておりますけれども、好きなことをこれだけやれるといっても、やはり一、二年しかそれはもたない。やはり大事なのは、社会に生きるといいますか、必要とされて生きるということが重要で、そういう意味で、実は、NPOとかNGOとか市民参加の枠組みというのは、そういう、これから地域に出てくる団塊の世代の方々を受け入れて、本当にその地域の中でもう一度生き生きと生きていってくださるという、そういうある種の、変換するような装置としてもあるんじゃないのか。

そういう意味で、地域の身近なみどりとか公園とか、そういうものをつくる行為というのも、実はそういう装置としてあるのではないかとすごく思っております。実は、横浜で今、そういうことを展開しようと考えているのですけれども、そういう意味で、例えば大都市圏において、特に、横浜や大阪等の都市圏において、ニュータウンとかはほとんど団塊の世代用につくられた地域開発だと思いますので、そこへ戻ってくる。そのときに、サラリーマンの人たちは東京で一所懸命働いて、税金はみんな東京へ落ちたわけですが、その地域、例えば横浜に戻ってきた場合に、そのまま何もできないと、今度は福祉のお世話になってしまうということになると、ある種、お荷物になってしまうわけですね。でも、その方々が、正にいろいろな協働作業、社会的なボランティア活動等を含めて、その地域の中に生きていけば、逆に地域の人材になってくると。お荷物じゃなくて人材にな

る。まちづくりや、あらゆる都市計画、都市開発の地域の人材になってくるということで、パラダイムシフト、転換ができるのですけれども、それができるかできないかというのは、実はすごく大きな話じゃないかなと思っています。

そういう意味での、ある種、転換点としての装置として、市民協働というのが重要で、その市民協働の場としてのみどりづくりであるとか、公園づくりは非常に重要なことじゃないかなと思っています。

委員長 ありがとうございました。

事務局の資料にはない視点だと思いますが、何か一言ございますか。

事務局 公園の部分では、割と先進的なところはかなりそういう取組をされてきている事例というのはあるのですけれども、これからのことを考えますと、我々といいますか、公園の管理者ですね、自治体にとってみても、そういうマネージができなくなってきているというようなところを、いろいろな方々の力を合わせることによって、何か問題解決していくというような、そういう中から、先ほどの都市の中で出てくるかもしれない土地の問題ですとか、そういうものを解決する方向に、一つのヒントになっていくのではないかと考えております。次回とか、そういう関係で、そういう視点で若干資料もまとめ直したいと思います。

委員長 ありがとうございました。

順番にお願いするのも変な感じもしますが、そのほうが多少、心の準備にいいかもしれませんので、恐縮ですが、地方公共団体の首長さんということで、ただ1人、お出になっていますので、K専門委員さんから、ご自身の小田原市のことでも結構ですし、また、近隣の今の公共団体の状況を含めてでも、どんな観点でも結構ですが、ご発言賜ればと思います。よろしくをお願いします。

K専門委員 小田原市長でございます。

小田原市は、もうご承知でしょうけれども、ちょうど首都圏の西の外れにありまして、そして、富士箱根伊豆国立公園の東の玄関口と、ちょうどリンクしたところにあります。北条早雲が1495年に入りましたから、約510年ぐらいの城下町、その後、宿場町と、歴史文化、そして自然環境に優れていると思っているところでございます。ただ、よその方が参りますと、「市長さん、小田原って、城下町のくせに、みどりが少ないね」と言われたりしまして、大分前の話ですが、愕然といたしました。

小田原は足柄平野、それから酒匂川という川が母なる川なんです。それから、相模の海

も豊饒の海ですし、周辺には大変な箱根のみどり、丹沢のみどりがずっと連なっていますから、みどりなんか溢れていると思っていたのですが、市民の皆さんはそうは言わないのでしょうけれども、よそから来るとそういう印象を持たれるというようなところがあります。多分、みどりのボリュームが市街地に非常に薄いのだろう。それはどういうことかと考えて、そこから街並みとか景観とか、それから特にみどりをどう街中に増やしていくかということに意を注いできたわけであります。

現実問題として、なかなか、こういう超長期の景気の低迷で、東京はすごく元気のようにすけれども、地方都市は全く疲弊していることはご承知のとおりですから、そういう中で、かつ財政環境も地方自治体は厳しくて、なかなかみどりを増やすということができにくいんですね。遊休地なんかを借り上げて、ポケットパークにするとか、あるいは、買い上げたり、そこもなかなかできにくかったり、そして今、ちょうど過渡期ですから、中心市街地に土地を持っていच्छる方なんかも、自分の資産運用をどういうふうにするか、非常に迷っていच्छって、なかなか小田原も古い城下町ですから、それぞれあまり積極的にそういうことを考えられない。ですから、どうしても、行政としてはひとつ、例えば小田原には城址公園がありますが、そういうメインのところをしっかりとみどりを増やしていきたい。そうしますと、文化庁から、お城の黒松が枯れても新しく植えちゃいけない、ちょっとでも掘っちゃいけない。そういうみどりもなかなか増やせないんですね。

そういう中で、一番わかりやすいというか、やりやすいのは街路樹だろうと思ひまして、主要な幹線道路は、街路樹が植えられないような幹線道路はつくらない。数年前に議会で宣言いたしまして、やっているのですけれども、ただ、肝心の我々市町村の職員、あるいは業者さんですね。これはもう、県も国も皆さんそうなんですけれども、街路樹を剪定しますと、商店の看板が見えないとか、交通信号が見えないとか、みんな、傘をすぼめたみたいに、ぱっと、こういうふうだね。要するに管理する側の剪定になっちゃうんですね。

そのようなことで、まず足元からということで、市の職員に徹底的に言って、ようやく少しずつ直ってきました。国が多少やってくださいますけれども、住民の皆さんが国道に街路樹を植えるというのを非常によくやってくれるようになりました。見違えるようになりましたけれども、ただ、住民の皆さんが「この木はだめだ、あの木はだめだ」とか、「もっと枝が広がらないように」「落ち葉が落ちないように」と。こちらは、落ち葉が落ちるような街路樹をやりたいのですけれども、住民の皆さんは落ち葉が落ちると困ると。要するに、みどりって非常に金がかかるわけですよ。みどりを増やすと管理まで行政がやらな

ければいけない。アダプト制度とかボランティアさんとか、いろいろいるように思いますけれども、それはまだ本当の一握りで、やはりみどりを街中に増やしていくということになると、ある程度ルールをしっかりと決めて、そして行政が覚悟を決めてみどりを増やすということをしかりやっていくということになるわけであります。

そんなことで、いろいろ着実に少しずつ増やしてはきましたけれども、それと同時に、町の景観とか美しさみたいなものは、単にみどりだけじゃなくて、例えば、川とか海とか、そういうものの景観をどう守っていくか。それから、もう一つ、当然、街並みをどう整えていくかということが全部セットだと思うんですね。ですから、その中にまた大きな要素としてみどりがあるということだと思います。ですから、地方自治体としては、開発公社が持っている、とりあえず使えない土地ですね。例えば、少子化時代ですから、子育て支援というものもありまして、原っぱみたいなものをできるだけつくっていくと。これは生産緑地制度なんかもそうですけれども、そうは思っただけでは進めてはいますけれども、中心市街地の中にみどりを増やしていくということは至難の業なんですね。ですから、市民3,000人満足度・重要度調査というのを毎年やっているのですけれども、いつも、都市の中にみどりをもっと欲しいというのは、相当上位に、重要だけど不満であるというふうに入ってくるわけですね。そこの現実と、市民のニーズと、これをどう埋めていくかということが私どもにとって、特に城下町小田原にとっては大変な課題であります。

ちょっともう少しいいですか。

委員長 はい、どうぞ。

K 専門委員 2回、3回、どうしても公務で出られませんので、小田原の取組の話を簡単にさせていただきたいのですけれども、小田原市はそういうわけで、城下町小田原の都市美の再生と創造ということをキーワードにいたしまして、都市の活力と城下町らしい静謐な空間が調和した美しい街並みづくりを進めています。要するにまちづくりにおける守りと攻め、それをしっかりとやっていって、かつ、メリハリをつけて同時並行でやるという考え方で進めているわけでありますけれども、そういう中で、10年ほど前から、中心市街地の活性化推進本部というものを庁内につくりまして、私が本部長なんですけれども、その中に活性化のさまざまな民間まちづくり、要するにTMOの活動だけではなかなか思うようにいかないということで、行政が直接的にやろうということでやってきたわけですが、その中にアメニティデザイン推進委員会というものをつくりまして、城下町の魅力を生かした、みどりあふれる快適な都市空間づくりを進めるということを進めました。

そして、その中で5つの分科会をつくりまして、緑化マニュアル、環境色彩マニュアル、ユニバーサルデザインマニュアル、案内表示板マニュアル、無電柱化推進プラン、これらを作成して、拠点や街並みにおける整備の方向性について整理をしたところでございます。

庁内の職員、あるいは専門家の皆さんに入っていて、アメニティデザインをしっかりと推進していくということの秘訣として、たまたま国が景観法をつくっていただきまして、これは地方自治体としてある程度強制力があると。その前の小田原市の都市景観条例ですと、建物ができまして、そうすると城下町らしい、例えばマンションをこういう色にしてほしいとあって、ある程度納得してくださって、最後のほうになって、このマンション会社の全国一定の色だから、この色にどうしてもしたいというようなことで、ある日突然、パステルカラーみたいな色のマンションができちゃった。そうすると、城下町の中では非常に違和感があるわけですね。そんなことがあって、社名公表までしたんです。前の条例では社名公表をしろと、こういうことになっています。したのですけれども、そんなことは関係なく建っちゃった。そこで景観法がたまたまできましたので、景観法に基づき、全国でも最も早く景観行政団体になりました。

それと同時に、これも10年来、ずっと検討を進めてきたのですけれども、いわば私権制限になりますけれども、小田原市の都市計画区域全域で高さの規制をいたしました。それと同時に、景観計画、景観条例。新しく平成5年につくりました景観条例を再度、国の景観法に基づいて、より厳しい、指導力が発揮できる景観条例としました。例えば、マンセル値で色相とか明度とか彩度をしっかりと決めまして、これは調整区域から市街化区域、全体がそうです。これも全国で初めてですけれども、この色相とか彩度を超えたものは、城下町らしい雰囲気を壊すからだめですよと、そういうような規制もいたしました。特に、小田原駅周辺と城址公園の周辺は重点区域に決めまして、これは両方がわずか500メートルしか離れていないのですけれども、ですから、にぎやかで良い駅周辺と、守っていかなければいけない城址公園、その間をどうつないでいくかということ、みどりの回廊ですとか、あるいは景観をしっかりと統一する、街並みを整備するということでメリハリをつけながら進めてきたわけであります。

それと同時に、街角などに樹木を効果的に配置する。豊かで潤いのある景観を形成すること。あるいはオープンスペースの緑化を考える。そんなようなことを進めてまいりました。特に、ことしの8月1日から小田原市まちづくりルール形成促進条例というものをつくったのですけれども、これはまちづくりの中で、条例とか規制とか、いろいろあ

るわけでありますが、そういうルールをしっかりとつくり上げている中で、既存のルール、条例等が、あるいは県条例も含めましてですけれども、現状の地域のまちづくりにそぐわないものが出てきたり、あるいは住民と行政の既存の考え方でバッティングしましたり、いろいろ弊害も出てきたり、そのために街並みを整えていくということが非常に遅れたり、地域にいたずらな紛争を起こしたりするわけです。そういうことをしっかりと、住民の皆さん、行政も入って、あるいはまちづくりアドバイザーというものを認定したりして、その人たちの指導のもとにきちんと整備していこうと。まちづくりルール形成に関する基本方針というものを、まちづくりルール改革計画ということの中で決めまして、3箇年のアクションプログラムも個別事項で方針として記載をさせていただきました。

その中に、先ほどお話ししました、酒匂川流域等の自然景観や水域環境等を保全する仕組みを整備し、これは平成18年度検討で、19年度検討と措置、20年度には運用する。あるいは、市内における街路樹の整備基準の整備。これも3箇年を決めまして、これを小田原市だけではなくて、県や国にもご協力いただき、ご支援いただくというようなことを進めているところであります。

小田原は70年おきに大地震に見舞われまして、城下町とは言いながら、城下町らしい街並みや景観、みどりは非常に少ないわけです。「新しい城下町」と私は言っているのですが、新しい城下町をどういうふうにつくっていくのかということは、こうしたまちづくりルール改革計画ですとか、あるいは、基本的な、例えば小田原ふるさとの原風景百選というのを先だって、市民公募で決めました。あるいは、小田原市の政策総合研究所で、市民が積み上げていく城下町らしい生活圏とはどういうものかということの研究させたり、そういうことでいろいろ、街並み全体をしっかりとやっていく。

ですから、都市公園をつくる、みどりをつくるということだけでなく、もう少し広範な視点でいろいろとご支援をいただいたり、地方自治体のそれぞれのケースに応じて、そういう枠組みみたいなものができると、我々、特に地方の自治体、特に城下町みたいな特色のあるところを育てていこうという町にとっては大変ありがたいところがございます。

そういうことで、いろいろな話をしてしまいましたけれども、あっち行ったり、こっち行ったりで恐縮でしたが、私どもの取組と、できればいろいろな課題に迅速、的確、かつ丁寧な国のご理解、ご支援をいただけるとありがたいと思っています。

すみません、ちょっと長くなりました。

委員長　ありがとうございました。

4 回目は、出席いただけるのでしたら、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局として、もし何かご発言あれば、いかがですか。

事務局 今、みどりを確保しても、街路樹の話ですと、住民、市民の方々の合意がなかなか得られなくて、望ましい形にならないと。我々管理者とか、みどりに携わる者からすると、やっぱりちょっといらいらしたところもあるのですけれども、秋になると樋にたままった枯れ葉を掃除するのが普通の家の仕事だというふうな、なかなかそういうコンセンサスというのが日本で育っていかないというような土壌がある中で、やっぱり、単に公的なみどりをどうこうするということに加えて、硬い言葉で言うと、合意形成ですとか、意識を醸成していくですとか、もうちょっと強い言葉で言うと、みどりに関するような国民運動的な機運を盛り上げるとか、そんなような軟らかい施策というものもあわせながら進めてまいりたいと思ひます。

次回もそのような視点で若干整理したいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。

また、適当な回数で、小田原市のいろいろなみどりに関する資料なども、またご提供いただければと思ひます。また、それは調整していただけますか。

それで、本日の資料 - 6 にも、六本木ヒルズ、なんばパークスのご紹介がありましたが、一方では、民間の都市開発が非常に盛んな都心部では、それに伴って、みどりをいかに創造するかが大変重要ですが、民間のお立場で唯一の委員ですので、H 臨時委員さんから何かご発言があればと思ひますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

H 臨時委員 ありがとうございます。

この委員会は、公園、緑地ということで、緑地の質も議論するのかなという気がいたしますが、みどりであれば何でもいいと、生産緑地と、畑とかを指定して、空閑地になっていたり、栗林になったりというような例が多いとか、公園といってもだれも来ないような公園が結構、大都市でなくても、小都市でもありまして、花が咲くときだけ来ると。あとは全然来ないという、管理にだけ金がかかってたまらんだというようなお話があったりいたしますが、私はやっぱり、もっと公園という観念を広く考えていくべきじゃないかと思ひているんです。

例えばですが、この間、シンガポールに行きましたら、シンガポールというのは 2 3 区ぐらいの大きさしかない島なんですね。その中にゴルフコースが 8 つもあるんですね。つまり、2 3 区の中に 8 つもゴルフコースがあるということなんですが、東京都では 2 3 区

の中どころか、都の中にもゴルフ場をつくるのは一切禁止だと、こう言っているのですが、どっちが正しいか。シンガポールの政府当局者に聞きましたら、ゴルフ場にしておきましたら管理費はおつりが来るんだと。林にしておく与管理費がかかってたまらんと。ゴルフ場にしておいたほうが、木も育つんだということですね。しかも、皆さんで楽しめるじゃないかと。海外からの人に来て、シンガポールでゴルフすると。観光都市としても非常にいいことだというわけなんです。ゴルフ場というのは、この審議会で議論することになっているんでしょうか。それが1つです。

例えば、墓地ですよ。墓地というのは、厚生省が管轄しているそうですけれども、何で厚生省がやっているのかというと、人骨が入っているはずだからですよ。しかし、焼骨になっちゃって、そんなに入っていないんですよ。だったら、早く管轄を変えて、この委員会に管轄を移してもらって、もっと墓地をつくったらいい。というのは、墓地をつくれと言っているんじゃないで、墓地を楽しくすると。そして、公園に墓地があって、墓地があれば行く理由もあるじゃないですか。そこへ行って、いろいろなことを考えたり、子どもの教育をしたりして遊ぶというような、墓地なんかをもっと積極的に対象として取り上げたらいかがですかとか。

あるいは、皆さんが来るためには花木、つまり花が咲く木というのは桜ばかりではなくていろいろありまして、花が咲く木というのは、大概、実が実るわけですね。実を取りに行くという楽しみがあって、季節2回、行く理由があるわけですよ。そういうふうに、もっと積極的にそういうものを使ったらどうだとか、いろいろな観点から、もっと生活に密着したものにしていってほしいと。

もう一つ、言いたいのは、例えば、先ほどの参考資料 - 2の中に、検討すべきことということで、1ページですか、ちょっと気になったことがあるのですが、重点計画についてです。「暮らし」と「安全」と「環境」と「活力」とあるんですね。暮らしは生活、安全は地震とか防災対策、環境は主としてみどりとかでしょうし、活力というのは経済。抜けているのは文化、芸術なんですね。これはいかにレベルが高いかというようなことによって、国のレベルが測られるわけですね。観光だとか何とかいっても、この文化が抜けている計画、重点目標というのはおかしいんじゃないかと思うんです。こういうことも、この委員会では是非取り上げていただきたい。そういうふうに思います。

委員長　ありがとうございました。

主に2点、ご指摘があったと思いますが、一つは、公園そのものを、いわゆる今の日本

の公園で考えているものを、もっと広く考えてはどうかということだと思います。もう一つは、重点ケースそのもの。これは、当然ながら、この小委員会から、さらに部会へと上がっていくわけですので、その議論の中で、当然、こういう点がむしろ、特に都市局の中の議論で、やはり文化、芸術とまちづくりとか、都市空間というものが大変重要だと思いますが、今のご指摘については、何かご発言ございますか。

公園緑地課長　　どうもありがとうございました。

公園緑地小委員会ということでございまして、当然、都市公園はその核としてあるわけですが、それにかかわらず、様々な公的なみどりとオープンスペース、それに墓地も当然入ってまいります。墓地埋葬法そのものは、厚生労働省の所管ですけれども、都市計画行政の中の墓園行政は国土交通省の所管でございますので、是非そういう議論をお願いしたいと思います。

それから、緑地の中には当然、民有の緑地も対象にして、いろいろご議論をいただけたらと思っておりますので、民有緑地の中の一つにゴルフ場もあっていいのかなと思います。

H臨時委員　　公営でもいいと思いますよ。

公園緑地課長　　実は、公園施設の一つにゴルフ場というのもございます。ただ、一応、ある程度の面積割合で5割以下とか、そういうような中で運動施設の一つとしては位置付けがございます。

それから、昨日あたりから歩いていますと、キンモクセイの花が咲いているなど。においがしてきまして、そういうみどり、花だけに限らず、質の問題も大きな問題だと思いますし、それに関連するかと思いますけれども、重点計画の中で文化とか歴史とか、そういう大事なところが非常に弱い、欠けているという、本当に力強いご発言でございます。そういうところを是非次の重点計画に向けて強く打ち出していけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長　　ありがとうございました。

少し時間も押していますので、すみませんが、座席の順でご発言いただきたいと思いますが、G臨時委員さん、何かご発言あればよろしく願いいたします。

G臨時委員　　今、H臨時委員から文化、芸術というお話をされましたので、まずそこから簡単にお話をさせていただきたいと思います。

私、大学におりますけれども、ランドスケープのデザイン、景観のデザインを生業にしております。年間、かなりの数の仕事をしているのですけれども、振り返ってみますと、

都市公園の設計という仕事はあまりやっていないということに気がついたんです。どうしてかという、どうも今、H臨時委員のお話しになった文化、芸術というところへ、それはおそらく生活文化みたいなものも含めてなんですけれども、ハイアートじゃなくて生活文化みたいなもの、そこへ意識を傾注しようと思っても、なかなかできないような制度的な仕組みがあるんじゃないかということを感じています。ですから、もう少し地方の実情に合った、あるいは公園がつけられるところ、私は別にデザインというのはつくるだけではなくて、何もしないと、あるいは引き算をしていって、その場所の良さを引き出してやるという、これもデザインだと思っていますので、そういったことができるような仕組みというのが、まず1つ必要なんじゃないかと。これが1点目でございます。

それから、2点目は、先ほどI専門委員がおっしゃった、自然環境と都市の中のみどりの関係の問題。たまたま、私、ここ一、二年、東京の都心、特に国会議事堂の裏手あたりの仕事をちょっとやっております。そして、皇居から西へずっと連なる大きな緑地の連鎖というものがございます。あれを見ていったときに、それと東京の都心の地形の問題とか、水系の問題をずっとあわせて見ています。そうしますと、非常に豊かなはずなんです。ただ、それが実感されないというのは、おそらく、つくろうとしている、整備しようとしている公園なり緑地なり、あるいは、保全しようとするものも含めてなんですけれども、どうもそういった、もっと地盤の下のほうの、これは私、インフラだと思っているんですよ。都市のインフラというと、地下鉄や道路や橋や港湾と。公園も今、インフラだとおっしゃっているけれども、僕はインフラというのは、公園に関して言うと、下地になっている自然環境の基盤のようなものも全部インフラだと思うんですね。だから、こういったものを、ある意味でストックという扱いの中で、ただ単に公園になっている、あるいは緑地になっているということではなくて、全部下でつながっているんだと。それが大きなシステムをつくり上げているという、そういったものとして、自然環境基盤みたいなものを、やはり公園、あるいは緑地の部分で考えていくことが必要なのではないかと感じています。

以上でございます。

委員長　　ありがとうございました。

2点、ご指摘があったと思いますが、何か事務局からご発言ございますか。

事務局　　今、自然環境の話がございましたけれども、都市再生の中で、大きくは首都圏の話で、都市環境インフラとしての自然環境をどういうふうに保全していくのかというような動きもございます。そういう中で、うちの方のツールを使って、みどりなりを、ポ

イントとなるようなところを押さえていくということも現実的に動き始めましたけれども、都市の中でもやはりそういうことも考えて、緑地の計画などを立てていくということも非常に重要だと思いますので、そういう視点でまた取り組んでまいりたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

では、座席の順で恐縮ですが、F臨時委員さん、何かご発言があればよろしくお願いたします。

F臨時委員 意見というよりも、今日の資料等を見せていただいて思ったことを二、三点申し上げたい。資料-5にもありますように、都市におけるみどりの整備あるいは保全、管理、それから、持続可能な都市を構築するみどりの整備・保全・管理と、こういう観点でありますから、公園というのはその一部であると考えてよいですね。

都市のみどりという観点からすると、農地、林地が大きく影響しているというのも事実だろうと思います。今、調査検討中でありまして、農地や平地林から転用して建てた、例えばアパート、マンションの空き家率が最近高くなってきております。また、駐車場が要らなくなってきておりますし、テニスコートを廃止しなければいけないという状況もあるようです。多分、これらの転用された土地は、農地や林地には戻らないと思うんですね。この原因は、市街化区域にあるということで所有者だけの判断で行われていた結果だと思います。将来を見通したもう少し詳細な土地利用計画が必要ではなかったかと思えます。これからの大きな問題だろうと思います。

そういう点で、今、我々も、都市農業について検討をしております、生産緑地もありますけれども、新たな制度を提案していったらどうかということで検討の最中でありまして、できれば、各委員から事例あるいは紹介を踏まえてということでありますから、12月の半ばにはまとめたいと思っておりますので、この場で、ご意見も聞きたいと思っております。

以前、公園緑地について議論したとき、当時の武蔵野の市長さんだったと思いますけれども、行政コストとして非常に安い緑地の確保というものは、生産緑地ではないかとおっしゃったように記憶しております。そして税制も含め、農地、林地をどういうふうに農家に持っていてもらうかということがポイントだという発言があったことを思い出しました。したがって、H臨時委員さんからもありましたが、管理の問題があるかと思いますが、やはり農地も単に確保してあるだけではいけませんので、そこに行って、歩く、見るだけでなく、触る、つくる、取る、食べる、遊ぶというふうな視点での農地の活用が必要に

なると思います。この様な視点も踏まえてこれからご議論いただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

一応、6回程度の小委員会開催を予定しておりますが、どの時期に何を議論をするのか、少し考えて、もう1回やっていただいてもいいかもしれませんね。

事務局から何かご発言ございますか。

事務局 今のお話の中で、アパートや駐車場、テニスコートとか、そこからまた農地に戻るということはおそらくないというようなお話の中で、先ほどのような中心市街地から出てくるような遊休地もありますけれども、農地の問題をどうするかというのも、やっぱりすごく大きな問題だと認識しております。先ほどお話がありましたように、これから大量に出てくるようなことが想定されるような、いわゆる団塊の世代ですけれども、そういう力とか、要するに都市農業なのかレクリエーションなのか、何なのかはわかりませんが、そういうものをいろいろ総合的にマネージしていくような枠組みというものを考えていかなければいけないと思っていますので、またいろいろ教えていただきたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。

では、続きましてA委員さん、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願います。

A委員 なるべく簡単に。ご説明を伺いながら、基本的にみどりの質というものをどう担保していくのかなということが共通の中にあるかなと思っていました。ただ、ここは公園緑地とある、国交省の管轄の範囲ということなのか、そのほかのみどりも入るのかによって、全然捉え方が違ってくるのではないかと伺ってありました。

例えば、環境問題、ヒートアイランド、温暖化の問題が出ていましたけれども、これを公園だけでカバーするのか、ほかのみどりも計算に入れていくのかによって、全然違うと思います。この間、どこの放送局かわかりませんが、東京の新宿御苑と東京駅の両脇に超高層を立てて、海の風を通すという。これは私も、青島さんが知事をやっているときから、東京湾の風をどう入れるということで、やはりみどりをどうつないでいくかという話をさせていただいていたのですが、でも、実験結果、尾島先生のを見ていると、風の谷だけなんです。やはり防災上考えますと、大きな幹線道路には高層ビル、超高層になりますね。そこだけ通る。幾ら、東京駅の両脇に超高層を建てても、風の谷だけになってしまって、本当に風が通るかどうか。これは20年前に建てた団地なんかに行ってみ

ますと、私は学校訪問が多いので、団地の近くの学校に伺うのですが、もう20年たつと日本のみどりは手入れをしないと、風も通さないんですね。ですから、ヒートアイランドの問題と温暖化の問題をどうしていくかというのは非常に難しい。そして、国交省だけでできるのかどうか。もっといろいろなみどりを考えたほうがいい。

例えば、今、小学校で芝生化が流行っています。しかし、メンテナンスの費用がかかる。でも、そこに地域の住民が参加しながらやっていますけれども、ああいったみどりも考える。あるいは、首都圏でありますと、結構、大学があるのですが、大学には結構みどりがある。一応、国の資産になっているんですね、あの樹木につきましては。大きくは10年に1回、資産として調査に来るのですが、うちの大学もお金がなくて、やっと独法化されて、学長経費がつくようになって、やっとみどりの手入れが学長経費で行われるようになって、少し太陽が下草の方まで入るようになり、そして、それに基づいて、学芸森のプロジェクトという、教官と学生と一緒にやっていくようなものが出てきましたけれども、そういったものを考えると、あるいは江戸時代から残っていたところの庭園ですね。料金は取りますけれども、そういったものをつないでいくと、東京は結構あるんじゃないかと。でも、計算上は入らないんですね。きっと、今日のデータの中には。

そういったところも含めて、例えば、江戸川区では昔の農業用水のところを親水公園にして、そこにみどりを植えて、よくサラリーマンの方が疲れた体をいやしています。ですから、そういう意味で、都市になぜみどりが必要かという、レクリエーションだけではなく、このコンピューター社会になったときに、脳をいかにクールダウンさせるかという意味での、もっと健康的なところを考えていく必要があると思う。それはドイツなんかに行ってみますと、クラインガルテンですね。環境都市として表彰されたところに住民が移りたがるんですね。ですから、クラインガルテンを住宅団地にしようとする、住民から、いや、これは都市の肺だからやはりいじるなど。そのかわり住民は、きちんとルールを設けて、あのクラインガルテンは手入れをしているわけです。そういったところも視野に入れながら考えていかないと、いわゆる公園だけの統計では対応できないんじゃないかと思えます。

それから、非常にみどりが、山もそうですけど、均質化してきましたね。戦後植えた木が。ですから、そうすると、日本は本来、生物の多様性があって、特に、日本の子どもはとても生き物が好きで、ファーブルの昆虫記は日本の子どもたち、大人によって、あの本は売れているんじゃないかと思うぐらいなんですけど、しかし、均質化しているがために、

先ほど、鳥の声も聞こえないと。やはり、実がなる木、花が咲くということがあってこそ、昆虫が来て、そして鳥が訪れるという、その質の問題をどうしていくのかというあたりの議論も必要になってくるかと思います。

特に身近な小さな公園では、今、子どもたちが環境教育の場として活用していることが多いんですね。小学校単位ですと、街区公園的なところでないと、学校時間の中には行けないわけです。そういった意味で、そういったところも活用していきながら、街区公園としての質を見直していただいて、環境教育の場ということで見えていただければと思います。

先ほど、札幌の滝野公園が出ていましたが、あそこだとちょっと遠過ぎちゃうわけですね。環境教育の場、体験学習の場としては。それから、やはりレクリエーションとして、どういうふうによこの緑地、あるいは公園を活用していくか。札幌出身ですから、最近帰ると、パークゴルフをよくやるんですね。大きなゴルフ場でなくても、パークゴルフだけでも、結構、親子三代で札幌なんかでは楽しんでいるんですね。そういったことも、これから、三世代集まってテレビをみんなで見ているのではなく、普通のゴルフ場ほどなくても、パークゴルフというのはできるんですね。楽しめる。そして、三世代交流の場にもなりますので、遊ぶという視点からも、何か非常に運動量の多いことだけではなく、1時間程度で遊べるような、そういった機能も都市型公園の中には持たせていくべきではないかと思っております。

ということで、まだありますが、時間になってしまうので。

委員長 申し訳ございません。時間がちょっと迫ってきまして。また2回目以降、さらにご発言をお願いしたいと思うのですが、今、2点ほどご指摘があったと思いますが、いかがですか。

公園緑地課長 できるだけ簡潔にお答えをしたいと思います。

まず、小委員会での議論の対象範囲ということですが、これはやはり都市計画区域、最近、都市計画法では準都市計画区域というところで大分広まってはきておりますけれども、それをベースとしてご議論をお願いできればと思っております。当然、国土交通省とかいう、そういう所管にこだわるつもりは毛頭ございませんで、幅広くみどりの問題をご議論いただければと思います。

その関連で、例えば、地球環境問題ですとか、日本全体の里山とか農地の問題とか、関連して議論が及ぶところは、当然、私ども、大いにご意見をいただければと思っておりますが、メインの対象はそういう考えであります。

それから、みどりの質の問題ですとか、公園だけを捕まえるんじゃないとかいうことに
関しましては、目指している方向は私どもと同じ方向だと受け止めてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、D委員さん、何かご発言があればよろしく願いいたします。

D委員 簡単に一言。

ぼやきからですが、緊急措置法時代に、5年ごとに法改正を、公園緑地課がやってきた
んですね。国会に対して単独で責任を持ってやってきました。今のように、その他大勢の
1人じゃなくて。ですから、法改正を正に国会に単独で説明してきたから、新しいアイデ
ア、法制度の改正なんかも、ものすごく知恵を使って出してきた。

今度、横並びの法律になりましたから、その辺が少しぼけてきちゃっているという感じ
がしてしょうがないんですね。しかし、幸い、重点計画法では1つ救いがあって、公園緑
地事業だけは政令でその外延が画されることになっていますね。ほかは全部法律で書きき
っていますけれども、空港にちょっと例外がありますが、公園緑地に関しては政令で拡大
できるということになっているでしょう。これは、行きがかりからすれば、カントリーパ
ークが法定事項だったものが、たまたま政令になったということではありますけれども、
しかし、公園緑地事業というのは、限りなく弾力的に対応すべきものだというのが、今や
法律の姿であるわけですから、政令で何を追加するかという目標を立てたっていいとい
うぐらいに考えるべきでしょうね。

私は、今度の5箇年では、広場という概念を強調して出していくべきじゃないかと思っ
ております。これはもちろん、都市公園法の枠内に入る話ですけれども。これは建築と一
体的にとらえるべきものであるという、新しい視点を持ちます。また、景観としても当然、
重要な要素です。中心市街地問題の切り札の一つでもあるでしょう。また、イベントなど
の利用という問題と結びつく概念でもあります。それから、住民の共同管理という概念と
も結びつきます。歴史、文化、伝統というものとも結びつく可能性があります。そういう
意味で、広場という概念を1つ立てて、そこを追求していくということが必要ではないか
と思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

法律行政のプロの立場から、事務局としては非常に重要なご指摘だったと思いますが、

もう一つ、少しまとめ的な発言もいただきましてありがとうございました。少し委員長の仕事が楽になりました。何か事務局から、今のご指摘について、特に政令のこともありましたら、ご発言おありでしょうか。

事務局 対象とする事業の範囲とか、先ほどから事業とか緑地の範囲とか、それはもっと広く考えるべきだという、委員の皆様方からご意見をいただいておりますけれども、我々も公園からみどり、意図的にみどりという言葉で包括的な概念で使っていこうとしております。ですから、方向性としては、そういうのを目指していきたいと思います。

今の広場のお話も、昔から、広場のような形態のものは、いろいろな事業でつくことはできるのですが、本質的に欧米にあるような広場に、利用とか管理の面からなり得ないということがあります。公園事業の中でも、広場のようなものをつくるための制度とか、事業の旗を振ったこともございますけれども、そういうようなこともあわせて、やはり先ほどの文化の話もございまして、どうにか欧米型の広場とか、利用がちゃんとされるような、活性化するような、利用がされるような広場というものができて、管理されるような形で進むというようなことも考えに入れながら進めてまいりたいと思います。

委員長 ありがとうございました。

時間も既に超過しておりますので、本日の審議としては以上で終わらせたいと思いますが、ご欠席の委員もいらっしゃいますので、なるべく早目に、本日議論の出た論点なりを少し整理していただいて、またそれをご説明しながら、ご欠席の委員からも新たな視点とか、是非何うようお願いしたいと思います。

さて、続きまして、最後の議題ですが、その他ということで、次回以降の日程等と思いますが、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局 先ほど、最初に小委員会の進め方というところでもご説明申し上げましたけれども、次回以降、第2回と第3回につきましては、もう既に10月30日と、11月30日という形で日程をおさえさせていただいております。予定どおりにそういう形で開催させていただきたいと思います。

それから、第4回目につきましては、まだ調整中でございますけれども、できましたならば12月11日で行いたいと考えてございます。

先ほど来、お話がありましたように、委員の先生方の専門の見地からいろいろ教えていただくということで、まとまったお話をお願いしたいと思っておりますけれども、それにつきましても、また個別に調整させていただきますのでよろしく申し上げます。

公園緑地課長 白石先生からご連絡がございまして、急きょ、ご都合が入りまして、本日は欠席をされるということでございました。委員の皆さん方によろしくお伝えくださいということでございます。

どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、本日の審議を終わりにしたいと思いますが、次回以降、お忙しい先生方ばかりですが、なるべくご都合をつけていただきまして、ご参集いただければと思います。

ご欠席の方には、適宜、進行状況と、また、ご意見を伺うように是非よろしく願いいたします。

では、本日はこれで終わりにしたいと思いますが、何か事務局、あるいは幹部の方、一言ございますか。特段よろしゅうございますか。

では、以上をもちまして、第1回の公園緑地小委員会を終了させていただきたいと思えます。長時間にわたり、大変ご熱心なご審議をいただきましてどうもありがとうございました。

了